

議案第七号

損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

平成二十四年十二月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

損害賠償額の決定について

港区は、平成二十四年十月二十九日港区芝公園三丁目一番三十六号先の区道上において、区が管理する街路樹が、駐車していた乗用車の上に倒れたことにより、同車両を損傷させた事故に対し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

一 損害賠償額 七百四十二万八千三百三十七円

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定に基づき、本案を提出いたします。